

周南市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例制定について

周南市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月21日 提出

周南市長 藤 井 律 子

周南市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例

周南市法定外公共物管理条例（平成16年周南市条例第55号）の一部を次のように改正する。

別表第1の表を次のように改める。

占用物件		単位	占用料（円）
道路法 （以下この表において「法」という。） 第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	480
	第2種電柱		730
	第3種電柱		990
	第1種電話柱		430
	第2種電話柱		680
	第3種電話柱		940
	その他の柱類		43
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	4
	地下に設ける電線その他の線類		3
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	420
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	260
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	850
	郵便差出箱及び信書便差出箱		360
広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	870	

	その他のもの			占用面積1平方メートルにつき1年	850
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの			長さ1メートルにつき1年	18
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの				26
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの				38
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの				51
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの				77
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの				100
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの				180
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの				260
	外径が1メートル以上のもの				510
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ1メートルにつき1年	3
			その他のもの		9
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		1本につき1年	680
		その他のもの	上空に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	430
			地下に設けるもの		260
		その他のもの			
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施					850

設				
法第32条 第1項第 5号に掲 げる施設	地下街 及び地 下室	階数が1のもの		Aに0.004を 乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.006を 乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.007を 乗じて得た額
	上空に設ける通路			430
	地下に設ける通路			260
	その他のもの			850
法第32条 第1項第 6号に掲 げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、 一時的に設けるもの		占用面積1平方メ ートルにつき1日	9
	その他のもの		占用面積1平方メ ートルにつき1月	87
道路法施 行令（昭 和27年政 令第479 号。以下 この表に おいて 「令」と いう。） 第7条第 1号に掲 げる物件	看板 （アー チであ るもの を除 く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メ ートルにつき1月	87
		その他のもの	表示面積1平方メ ートルにつき1年	870
	標識		1本につき1年	680
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催し に際し、一時的に設ける もの	1本につき1日	9
		その他のもの	1本につき1月	87
	幕（令 第7条 第4号 に掲げ る工事 用施設 である ものを 除 く。）	祭礼、縁日その他の催し に際し、一時的に設ける もの	その面積1平方メ ートルにつき1日	9
その他のもの		その面積1平方メ ートルにつき1月	87	

	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	870
		その他のもの		430
令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メートルにつき1年	850
令第7条第3号に掲げる施設				Aに0.031を乗じて得た額
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートルにつき1月	87
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				85
河川等に係る橋りょう又は通路			占用面積1平方メートルにつき1年	475
河川等に係るその他の工作物				630

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行し、改正後の周南市法定外公共物管理条例の規定は、同日以後の第5条に規定する占用等（以下「占用等」という。）について適用し、同日前の占用等については、なお従前の例による。

(参 考)

周南市法定外公共物管理条例新旧対照表

現 行				改 正 案			
別表第1 (第8条関係)				別表第1 (第8条関係)			
占用物件		単 位	占用料 (円)	占用物件		単 位	占用料 (円)
道 路 法 (こ の お に て 「 法 。 32 1 1 掲 第 第 第 工 第 第 第 作 の 物	第1種電柱	1 本 に つ き 1 年	<u>420</u>	第1種電柱	1 本 に つ き 1 年	<u>480</u>	
	第2種電柱		<u>650</u>	第2種電柱		<u>730</u>	
	第3種電柱		<u>880</u>	第3種電柱		<u>990</u>	
	第1種電話柱		<u>380</u>	第1種電話柱		<u>430</u>	
	第2種電話柱		<u>610</u>	第2種電話柱		<u>680</u>	
	第3種電話柱		<u>830</u>	第3種電話柱		<u>940</u>	
	その他の柱類		<u>38</u>	その他の柱類		<u>43</u>	
	共架電線その他上空に設ける線類	長 さ 1 メ ー ト ル に つ き 1 年	4	共架電線その他上空に設ける線類	長 さ 1 メ ー ト ル に つ き 1 年	4	
	地下に設ける電線その他の線類		<u>2</u>	地下に設ける電線その他の線類		<u>3</u>	
	路上に設ける変圧器	1 個 に つ き 1 年	<u>370</u>	路上に設ける変圧器	1 個 に つ き 1 年	<u>420</u>	
地下に設ける変圧器	占 用 面 積 1 平 方 メ ー ト ル に つ き 1 年	<u>230</u>	地下に設ける変圧器	占 用 面 積 1 平 方 メ ー ト ル に つ き 1 年	<u>260</u>		

現行				改正案			
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	<u>760</u>		変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	<u>850</u>
	郵便差出箱及び信書便差出箱		<u>320</u>		郵便差出箱及び信書便差出箱		<u>360</u>
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>960</u>		広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>870</u>
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>760</u>		その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>850</u>
法条第32条第1項第2掲げ物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>16</u>	法条第32条第1項第2掲げ物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>18</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>23</u>		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>26</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>34</u>		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>38</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>45</u>		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>51</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>68</u>		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>77</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>91</u>		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>100</u>
	外径が0.4メートル以上		<u>160</u>		外径が0.4メートル以上		<u>180</u>

現行					改正案						
	0.7メートル未満のもの					0.7メートル未満のもの					
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			<u>230</u>		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			<u>260</u>		
	外径が1メートル以上のもの			<u>450</u>		外径が1メートル以上のもの			<u>510</u>		
法第32条第1項第3号及び第4号に	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に定める運行の対するその他の線類	地下に設けるもの	長さ1メートルにつき1年	<u>2</u>	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に定める運行の対するその他の線類	地下に設けるもの	長さ1メートルにつき1年	<u>3</u>	
			その他のもの		<u>8</u>			その他のもの		<u>9</u>	
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類			1本につき1年	<u>610</u>	道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類			1本につき1年	<u>680</u>
		その他のもの	上空に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1年	<u>380</u>	その他のもの	上空に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1年	<u>430</u>		
			地下に設けるもの		<u>230</u>		地下に設けるもの		<u>260</u>		
		その他のもの				<u>760</u>	その他のもの				<u>850</u>
		法第32条第1項第3号及び第4号に				<u>760</u>	法第32条第1項第3号及び第4号に				<u>850</u>

現行					改正案				
掲げる施設					掲げる施設				
法条第32条第15項に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの			Aに0.005を乗じて得た額			Aに0.004を乗じて得た額	
		階数が2のもの			Aに0.008を乗じて得た額			Aに0.006を乗じて得た額	
		階数が3以上のもの			Aに0.01を乗じて得た額			Aに0.007を乗じて得た額	
	上空に設ける通路				480		430		
	地下に設ける通路				290		260		
	その他のもの				760		850		
	法条第32条第16項に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	10	法条第32条第16項に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日
その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	96	その他のもの			占用面積1平方メートルにつき1月	87	
道路法施行令(昭和27年)	看板(アーチであるもの)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	96	道路法施行令(昭和27年)	看板(アーチであるもの)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	87

現行					改正案						
令第479号以下表い「令」とう。第7条第1号に掲げる物件	を除く。)	その他のもの	表示面積 1平方メートルにつき1年	<u>960</u>	令第479号以下表い「令」とう。第7条第1号に掲げる物件	を除く。)	その他のもの	表示面積 1平方メートルにつき1年	<u>870</u>		
	標識		1本につき1年	<u>610</u>		標識		1本につき1年	<u>680</u>		
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	<u>10</u>		旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	<u>9</u>		
		その他のもの	1本につき1月	<u>96</u>			その他のもの	1本につき1月	<u>87</u>		
	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積 1平方メートルにつき1日	<u>10</u>		幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積 1平方メートルにつき1日	<u>9</u>		
		その他のもの	その面積 1平方メートルにつき1月	<u>96</u>			その他のもの	その面積 1平方メートルにつき1月	<u>87</u>		
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	<u>960</u>		アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	<u>870</u>		
		その他のもの		<u>480</u>			その他のもの		<u>430</u>		
	令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積 1平方メートルに		<u>760</u>	令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積 1平方メートルに	<u>850</u>
	令第7条第3号に掲げる施設					Aに <u>0.033</u>	令第7条第3号に掲げる施設				Aに <u>0.031</u>

現行			改正案		
	つき1年	を乗じて 得た額		つき1年	を乗じて 得た額
令第7条第4号に掲げる工事用施設 及び同条第5号に掲げる工事用材料	占有面積 1平方メ ートルに	<u>96</u>	令第7条第4号に掲げる工事用施設 及び同条第5号に掲げる工事用材料	占有面積 1平方メ ートルに	<u>87</u>
令第7条第6号に掲げる仮設建築物 及び同条第7号に掲げる施設	つき1月	<u>76</u>	令第7条第6号に掲げる仮設建築物 及び同条第7号に掲げる施設	つき1月	<u>85</u>
河川等に係る橋りょう又は通路	占有面積 1平方メ ートルに	475	河川等に係る橋りょう又は通路	占有面積 1平方メ ートルに	475
河川等に係るその他の工作物	つき1年	630	河川等に係るその他の工作物	つき1年	630
(略)			(略)		